

湖南省木質バイオマス再生可能エネルギー導入計画検討委員会公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南省木質バイオマス再生可能エネルギー導入計画検討委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領でいう公開とは、次のことをいう。

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴させること。
- (2) 会議の内容を公表すること。

(公開方法)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 会議の内容の公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は定めない。ただし、委員長が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 会議の出席者に迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者。
- (2) 議事の進行を妨げるおそれがある物を所持している者。
- (3) その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 傍聴人は、係員の指示に従うものとする。
- (5) その他会議の秩序を乱し、また議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わ

ないときは、退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。